

医務 第 49 号
平成 25 年 5 月 22 日

各地域医療支援病院の開設者 様

静岡県健康福祉部長



地域医療支援病院の業務報告等について

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域医療支援病院の開設者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 12 条の 2 第 1 項並びに医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、毎年 10 月 5 日までに、前年度の業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を知事に提出することとなっています。

県としては、これまでの業務報告書等の確認により、承認を受けた全ての病院について、地域医療支援病院としての機能が確保されているものと考えておりますが、承認後も引き続き地域医療支援病院としての機能が継続していることを確認するためには、各病院の業務実績をより正確に把握する必要があります。

こうした中、病院から報告していただく業務実績のうち、医療法第 4 条第 1 項第 3 号の規定により実施することとされている研修の開催状況について、一部の病院においては、参加者のうち、外部参加者を区分して報告していただいております。

研修が、近隣の医療機関を含め、地域の医療従事者の資質向上のために実施されていることを確認するためには、この様な報告が有益と考えておりますので、今年度の報告（平成 24 年度実績分）からは、開催した研修への参加者について、当該病院の職員と外部参加者とを区分した上で、報告していただくようお願いします。

また、医療法施行規則第 9 条の 19 第 1 項の規定により、地域医療支援病院に設置が義務付けられている委員会については、平成 24 年 2 月 17 日付け医務第 388 号により、積極的な開催及び運営を求めておりますので、改めて別添通知を確認していただくと共に、地域のかかりつけ医等との連携を図るためにも、適切な対応をお願いいたします。

担当：医務課医務班
電話：054-221-2417